

- 保 育 園 入 園 の ご 案 内 -

保育園について

1. 保育園とは・・・保護者が働いていたり病気などの理由で、昼間の家庭において保育を受けられないお子さまを保護者に代わって保育をする「児童福祉法」による施設です。したがって、就学前の教育や集団生活になれさせるなどの理由だけでは入園できません。
2. 保育園に入園できるお子さまは・・・^{注)}保護者や同居している親族の方などいずれもが次の基準表に該当する事情により保育をできない場合です。

基 準 表

	保護者などの状況	基 準	* 添付書類
1	昼間に居宅外で労働することを常態としている。	・ 1日5時間以上、週4日以上（月16日以上）の労働をしている	就労証明書 （雇用主又は民生委員の証明）
2	昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている。		
3	妊娠中であるか又は出産後間がない。	・ 出産の前後各8週の期間	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日の記載部分）
4	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している。	・ 1ヶ月以上の期間 ・ 障害者手帳（1級から3級）や療育手帳（重度・中度）の交付を受けている	医師の診断書又は障害者手帳等の写し
5	長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している。		医師の診断書又は障害者手帳等の写し
6	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。	・ 自宅の復旧作業に当たっている	り災証明書

注) 同居している親族の方などについて

1. 18歳以上65歳未満の方で就労・就学をしていない場合は保育園に入園できません。
2. 同居・別居の判断は、住民基本台帳上世帯を分離していても同一の住居に居住する場合または、住居が別であっても同一敷地内に居住している場合は同居と判断します。

* 添付書類については基本的事項により記載したもので、各世帯の実情に応じてその他の証明書が必要になることがあります。

仕事を探している（求職中）状況であっても、2ヶ月を限度に入園することができます。（基準を満たす労働常態となった場合には、入園を継続することができます）

上記の基準に該当し入園の申し込みをされた方で、希望する保育園が定員を超える場合には、別に定める選考基準により選考させていただきます。ただし、他の市町村にある保育園を希望されるときはこの限りではありません。

3. 葉山の保育園……詳しくは次の表のとおりです。

施設名	定員	保育年齢	保育時間	所在地	電話番号	主体
葉山保育園	100	産休明け～	7:30～19:00(17:00)	堀内 2050-9	875-6246	公立
葉山にこにこ保育園	85	産休明け～	7:00～19:00(18:00)	長柄 991	875-2324	私立

保育時間（ ）内は、土曜日の時間です。

延長保育を希望の場合は、別途費用がかかります。詳しいことは直接保育園にお問い合わせください。

申し込みについて

1. 新年度の入園(4月)……申し込み受け付けを12月中に子ども育成課で行います。詳しいことは、『広報葉山・11月号』で案内します。ただし、他の市町村にある保育園を希望される方は、その市町村による受け付け期間となりますのでこの限りではありません。
2. 年度途中の入園(5月以降)……入園を希望する月の2ヶ月前から子ども育成課で受け付けます。なお、入園希望月の前月の15日が申し込みの締め切りとなります。

入園申し込みに必要な書類

1. 必要な書類
 - (1) 保育所入所申請書
 - (2) 保育所入所状況届
 - (3) 保育できないことを証明する書類……就労証明書、医師の診断書 など
 - (4) 入所児童確認表
 - (5) 税金を確認する書類……確定申告書控、源泉徴収票 など
 - (6) その他……必要に応じて提出していただきます
2. 書類の提出……子ども育成課窓口において面接(聞き取り)を行いますので、持参していただきます。

入園決定等について

1. 申込み後……新年度入園の場合は内定の連絡(おおむね2月下旬)後、面接による状況確認等を行い、決定の通知(おおむね3月下旬)を保護者に行います。入園は原則毎月1日からとなります。(ただし、保育園の定員に余裕がない場合などは入園できないことがあります。)なお、入園決定後に入園を辞退または取消しされる場合は、すみやかに子ども育成課へ連絡してください。連絡のない場合は在籍とみなし、保育料を徴収しますのでご了承ください。

保育料について

お子さまが保育園に入園しますと保育料がかかります。この保育料は、父親と母親の前年分所得税額(または前年度町民税額)の合算額により決定します。また、父親・母親が一定の収入に達していない場合には、同居している祖父母等の所得税等で決定される場合があります。お子さまの年齢によって決定されます。次の保育料表を参考に、保育料を確認してください。

平成 2 6 年度保育料表

階層	区 分		保 育 料 (月額)		
			3 歳未満児	3 歳 児	4 歳以上児
1	被保護世帯	基準	0	0	0
2	平成 25 年度分 町民税非課税世帯	基準	4,000	2,400	2,400
		半額	2,000	1,200	1,200
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	基準	7,300	5,500	5,500
		半額	3,650	2,750	2,750
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	基準	10,600	8,600	8,600
		半額	5,300	4,300	4,300
5	平成 25 年分 所得税 5,000 円未満	基準	17,200	15,000	13,800
		半額	8,600	7,500	6,900
6	所得税 5,000 円以上 40,000 円未満	基準	19,200	17,000	15,800
		半額	9,600	8,500	7,900
7	所得税 40,000 円以上 103,000 円未満	基準	31,800	29,000	27,600
		半額	15,900	14,500	13,800
8	所得税 103,000 円以上 200,000 円未満	基準	41,000	32,300	28,000
		半額	20,500	16,150	14,000
9	所得税 200,000 円以上 413,000 円未満	基準	46,000	33,000	28,500
		半額	23,000	16,500	14,250
10	所得税 413,000 円以上 550,000 円未満	基準	59,400	33,600	29,200
		半額	29,700	16,800	14,600
11	所得税 550,000 円以上	基準	61,400	34,000	30,000
		半額	30,700	17,000	15,000

1. 平成 23 年分より年少扶養控除 (15 歳未満の扶養控除) が廃止されましたが、保育料については、従来どおり年少扶養控除分も含めて所得税額を再計算しています。従って、本来の所得税額と保育料決定に用いる所得税額が異なりますので、ご注意ください。

2. 2 ~ 11 階層までの世帯であって、同一世帯から 2 人以上の児童が保育園、幼稚園又は認定こども園等に入園している場合、年齢の高い順から基準額、次に半額 (3 人以上の入園はその児童以降 0 円) となります。

3. 所得税の税額控除のうち、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、電子証明書等特別控除の適用はありません。

4. 年齢の判定は入園の年度の初日の年齢で決定し、年度の途中で誕生日が到来しても年齢の判定は変わりません。

第 2 階層から第 4 階層で母子・父子家庭や児童の属する世帯に障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている人がいる場合は、次の表による保育料となります。

階 層 区 分	保 育 料 (月額)		
	3 歳未満児	3 歳 児	4 歳以上児
第 2 階 層	0	0	0
第 3 階 層	6,600	4,800	4,800
第 4 階 層	9,600	7,600	7,600

入園後について

1. 入園後の状況の確認・・・入園後、次年度の入園継続の希望や家庭の状況確認を行うため、11月頃に入園の継続確認を行います。なお、必要に応じて面接による資格審査を行うことがあります。
2. 保育料の決定・・・父親と母親の前年分所得税額（または前年度町民税額）の合算額により決定します。また、父親・母親が一定の収入に達していない場合には、同居している祖父母等の所得税等で決定される場合があります。なお、公立・私立保育園とも保護者の負担する保育料は同額です。詳しくは裏面の保育料表を参照してください。
3. 保育料の納付方法・・・保育料については、原則、口座振替をお願いしています。次の金融機関または、子ども育成課窓口で手続きしてください。なお、納付書での納入を希望される場合は、毎月15日頃に納入通知書を送付いたしますので指定の金融機関等にてお支払いください。

口座振替の申し込みができる金融機関	
三菱東京UFJ銀行	湘南信用金庫
みずほ銀行	三浦藤沢信用金庫
三井住友銀行	よこすか葉山農業協同組合
横浜銀行	ゆうちょ銀行

4. 保護者が育児休業をとる場合

保護者が育児休業をとる場合、児童を保育することができるため、保育園入所基準の「保育に欠ける児童」とはなりません。しかし、育児休業にかかる児童が1歳になるまでの期間、現在入所している児童（兄、姉）は継続して入所することが可能です。（保育時間は午前9時～午後5時の間になります。）

育児休業取得を証明する書類等が必要になりますので、事前にご相談ください。

5. その他

保育園ごとに、園のきまりが異なります。個人負担の教材費や持ち物、ならし保育の期間や延長保育の時間などそれぞれの園のきまりを守るようお願いいたします。

6. 届出について・・・次の場合はただちに子ども育成課へ届け出をしてください。

- (1) 退職、病気軽快、その他の理由でお子さまの保育が可能になったとき
保育実施解除届（退園届）
- (2) 転出（転居）等により保育園へ通園できなくなったとき
保育実施解除届（退園届）
- (3) 仕事先が変わった（転職）とき
就労証明書の再提出
- (4) 住所、氏名、世帯構成に変更があったとき
変更届
- (5) 入園決定後、父母等の税額に変更があったとき
確定申告書控、源泉徴収票等の再提出
- (6) その他届け出の内容に変更があったとき
内容により必要になる書類

連絡及びお問い合わせ先	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2-1-3-5
	葉山町 保健福祉部 子ども育成課 児童福祉係
	電話 046(876)1111 内線 222